

# 電子契約の概要とメリット

虎門中央法律事務所  
 (商工研相談業務委嘱先)  
 弁護士  
**浜本 匠**



取引先より、今後はできるだけ電子契約を増やし、紙の契約書を減らしたいと連絡がありました。電子契約について、メリットと併せて教えてください。



**1. 電子契約とは**  
 合意内容を証拠として残すため、多くは、紙に署名(あるいは記名)し印鑑を押して「契約書」を作成します。これに対し、電子ファイルをインターネット上で交換して電子署名等を施すことで契約を締結する方式を「電子契約」といいます。電子ファイルは、当事者のサーバーやクラウドストレージ等に保管します。  
 日本情報経済社会推進協会による二〇二〇年一月時点の調査によれば、従業員数五十人以上の国内企業(有効回答数八百七十八件)において、電子契約をすでに「採用している」のは四

三・三%、「検討している」が二七・五%です。<sup>(※1)</sup>

(※1)「IT Report 2020 Spring」参照  
<https://www.jpdec.or.jp/archives/publications/30005161>

## 2. 本人性の確認(電子署名等)

紙の書面による契約では、押印した印影(印鑑登録した実印)や手書きの署名によって、内容が本人の意思であることを確認し、後日証明できるようにします。これに対し、電子ファイルを用いる電子契約にはいくつかの方式があります。

### ① 電子サイン

メール認証などによる契約システム事業者が提供する仕組みやログによって本人確認を行う方式です。

契約サービスの登録やメールアドレスのみで利用できるサービスが多いため、導入しやすいという特長があります。

### ② 電子署名

暗号技術を用いた公開鍵暗号システムを用いる方式があります。一対になった暗号鍵と復号鍵の鍵ペアを作り、この二つの鍵のうち復号鍵をインターネット上に公開して公開鍵とし、暗号化鍵を本人だけが知り得るパスワード等で管理された秘密鍵とする方式です。公開鍵暗号システムを用いて、電子ファイルの作成者を推定できるようにした仕組みを一般に「電子署名」と呼びます。

しかし、今日において、実際に自らの秘密鍵を保持して電子署名を行っている利用者は多くありません。現在は、当事者同士の間で合意が成立したことを、当事者ではなく第三者(サービス提供者)が電子署名をして証明する立会人署名方式が主流になりつつあります。立会人署名方式は、一般の押印・署名や当事者であることを示す電子証明書

を伴う電子署名を使った文書と比べ、民事訴訟などで証拠として劣るのではないかとの懸念もありましたが、政府は、二〇二〇年七月十七日、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、当該利用者が電子契約を作成したものであることを示すとの見解を示しました。<sup>(※2)</sup>

(※2) 経済産業省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」  
 参照  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/denshishomei\\_ga.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/denshishomei_ga.html)

## 3. 電子契約・電子署名に関する主な法律

電子契約に関わる法律は順次整備されており、例えば以下の

法律があります。

#### ・電子署名法第三条

電磁的記録であつて情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

#### ・電子帳簿保存法第十条本文

所得税：及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

ほかにも、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」や「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」などが整備されています。

### 4. 電子契約のメリット

#### ① コスト削減効果

書面による契約を締結するには、印紙代、郵送料、印刷費、それらの作業にかかる人件費、書類の保管費（法人税法上、紙の契約書は七年間の保存義務あり）等のコストがかかります。

電子契約は、インターネット上で電子ファイルを受け渡しするため、印刷代、郵送料、保管費がかかりません。また、電子ファイルをインターネット上にアップロードするなどパソコンで操作するだけなので、業務が簡素になり人件費（時間外手当等）の削減も期待できます。

印紙については、課税対象となる「文書には、：印紙税を課する」（印紙税法第二条）と規定されているのに対し、電子契約に関しては、二〇〇五年に小泉純一郎首相（当時）が、「文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されないこととなる」と答弁しました。

#### ② 業務の効率化

書面で契約を締結するには、原本の印刷、押印、郵送、押印後の原本返送といった多くの業務が発生するのに対し、電子契約は、一方の当事者が電子ファイルをアップロードし、他方当事者が電子署名や電子サインをするだけで契約締結の作業が終わりです。また、社内監査や行

政検査に対応するために過去の書類を確認する必要が生じた場合等も、検索機能を用いて容易に検索できます。

#### ③ コンプライアンス体制の強化

(a) 電子署名や電子サインとタイムスタンプを電子ファイルに組み合わせて施すことで、契約内容の改ざんリスクを最小化できる、(b) 紙の契約書を書棚や書庫に保管しないため、紛失リスクを最小化できる、(c) 書類をアップロードしたことや、相手が確認中であることも確認できるため、契約締結の進捗管理が容易になる、(d) 契約データを自社サーバーやクラウド上で管理する際に、閲覧権限を管理することが容易になる、(e) 契約データのバックアップおよび復元が可能であるから、リスクマネジメントに資するなど、コンプライアンス体制の強化につながります。

### 5. 電子契約導入の注意点

契約は相手があることです。契約の相手方当事者が電子契約を望まず、従来の書面による契約を希望した場合には、相

手に合わせざるを得ません。前述のコスト削減効果が期待できる一方、電子契約サービス提供者に利用料を支払う必要があり、場合によっては、契約の相手方当事者に一定の費用負担を要請することもあります。それでもなお、新型コロナウイルス感染症の流行を契機にテレワークを推進する事業者が増加する状況下において、電子契約を導入する事業者はますます増えることが予想されます。電子契約について不明点が生じた際には、弁護士等にご相談ください。

紙の契約書と電子契約との主な相違点

	紙の契約書	電子契約
媒体	紙の書面	電子データ
署名の方法	記名押印(印鑑と印影)、署名	電子署名、電子サイン
本人性の確認	印鑑証明書	電子署名、電子サイン、電子証明書
契約日時	日付記入、確定日付	タイムスタンプ
改ざん防止	契印・割印	電子署名、タイムスタンプ
送付方式	原本の郵送または持参	インターネット通信
保管場所	書棚、書庫	自社サーバーまたはクラウドストレージ
印紙	必要	不要

●ホームページ (<https://www.shokoken.co.jp/>) に「経営相談Q&A」のバックナンバーを掲載しておりますので、ご参照ください。